



JASDAQ

平成 25 年 6 月 10 日

各 位



会 社 名 株式会社アイレックス
代表者名 代表取締役 西崎 義彦
(JASDAQ・コード6944)
問合せ先
役職・氏名 経理部長 石井 一夫
電話03-3245-2011

第三者委員会の調査報告書受領に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 7 日付「第三者委員会の設置に関するお知らせ」で公表しました通り、不適切な会計処理の調査のため、公認会計士及び弁護士から構成される第三者委員会を設置し、全容解明に取り組んでまいりました。

本日付で第三者委員会から調査報告書を受領いたしましたので、下記の通りご報告させていただきます。

株主の皆様をはじめ関係各位には、多大なご心配とご迷惑をおかけしておりますことを、深くお詫び申し上げます。

記

1. 調査の経緯と当社の対応

監査役会が平成 24 年 11 月に当社会計監査人である聖橋監査法人からの第 2 四半期レビュー結果報告を受け、それ以降担当部署に状況確認をしてきましたが、平成 25 年 3 月に売上の実在性に疑義をもちました。

その後親会社調査委員会を立ち上げ、更には平成 25 年 5 月 7 日に第三者委員会を設置し、調査を進めてまいりました。

2. 第三者委員会からの報告書の内容

報告内容は、添付資料「調査報告書」をご覧ください。全文を公表させて頂いております。

3. 今後の対応について

当社と致しましては、親会社調査委員会及び第三者委員会の調査報告書で指摘された問題点を真摯に受け止め、このような事案を、二度と再発させないため、提言を受けた再発防止策に沿って、具体的な改善対策に取り組みます。尚、改善対策の一部については、既に対策に着手しております。

① コンプライアンス意識の向上

(1) 企業倫理、行動規範等の周知徹底

今回の問題は、経営層、管理職が関与していたことを、非常に重く受け止めております。このため、取締役、監査役を対象として、役割・義務・責任について研修を実施致します。

更に、二度と同じ過ちを起ささないため、社員全員を対象に、企業倫理、行動規範に関する社員教育を速やかに実施する予定です。

(2) 内部通報制度の周知徹底

従来より、通報先を顧問弁護士または内部監査室長とする内部通報制度を制定してまいりましたが、周知徹底が不十分であったと反省しております。

社員への通知が単発的に行われていたことが原因と考え、周知徹底を図り更に実効性を高めるため、同制度の概要・通報先への具体的な連絡方法を記載した資料を、3 か月毎に社員全員に配布することと致します。

(3) 社員教育の徹底

コンプライアンス意識を常に高く維持するため、今後は、半期単位で、コンプライアンスに関する社員教育を実施します。

② 内部統制の一層の強化

(1) 内部統制基本方針の見直し

「取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」を内部統制基本方針に記載しているにも拘らず、内部統制基本方針に沿った行動が取れていなかったことが、最も重要な問題点であると認識しております。

不適切な会計処理が行われようとした際に、組織として防止する体制が構築できていなかったことが根本原因であると判断し、平成 25 年度からは、営業部門から独立した業務管理部門を再編・強化して、業務処理内容を外側から監視する体制を構築致しました。

また、従来の経営会議での総括的な予実管理を廃止し、売上金額内訳、原価内訳、仕掛内訳等、プロジェクト単位でのきめ細かな予実管理を、経営層で行うことにより、不適切な売上処理が長期に亘り発見できないような事態を発生させない対策を実施しました。

(2) リスク管理意識の徹底

従来、経営管理に関する詳細情報が、一部の関係者のみに限定して開示されていたことが、不適切な会計処理の発覚遅れの原因と認識しております。このため、経営層から関係管理職までの全員に、経営管理に関する詳細情報を開示し、一部の社員が不適切な会計処理を行えないような予実管理方法に全面的に改めました。

更に、常に適切な会計処理を行うために、社員全員を対象に、今後は半期単位で研修を実施します。

(3) 売上計上プロセスの見直し

通常売上については、業務管理部門による契約書と振込金額の照合等、適正な牽制とチェックを経て計上が実施されていましたが、締め後売上、工事進行基準売上、仕掛品等の計上につきましては、営業部門内のみで証憑との照合が行われており、必ずしも牽制が機能しない可能性がプロセスに内包されていました。

今般見直しを行い、平成 25 年 4 月より、締め後売上並びに工事進行基準を廃止し、すべて検収基準により売上を計上することと致しました。

また、仕掛品の計上につきましては、今後営業部門から独立した業務管理部門が証憑との照合を行うこととし、適正な計上を担保することと致します。

また、見積・受注に係る決裁に関しましても、業務管理部門によるチェック機能を強化し、決裁権限者の的確な判断を補助することと致します。

(4) 債権残高管理プロセスの見直し

業務管理部門が、試算表作成時に合わせて売掛金・仕掛品の内容のチェックを実施することにより、長期滞留の有無を監視することと致します。

(5) 業務管理部門における証憑照合の徹底

上記(3)の通り、業務管理部門で証憑との照合を行わない売上計上プロセスがありました。上記の通り、一部については売上計上基準を変更することとし、これに対応して業務フローを改めます。

③ 監査体制の見直し

(1) 内部監査体制の見直し

従来より、内部監査は形式に流れ実効性を伴っていませんでした。今後は業務監査の要素も取り入れ、特に上記対応策が適切に実行されているかを重点的に検証していくことと致します。

(2) 監査役会の関与

監査役会による取締役の業務執行の監査機能を果たすため、会計監査人、内部監査室のみならず、経理部門、業務管理部門との連携をさらに強化し、必要な監査をサポートできる体制と致します。